

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 矢作川の減災に係る取組方針

令和8年4月30日

矢作川水防災協議会

岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
愛知県、中部電力（株）愛知水力センター越戸水力制御所、愛知環状鉄道（株）
防衛省陸上自衛隊豊川駐屯地、名古屋地方气象台、国土交通省中部運輸局鉄道部
国土交通省豊橋河川事務所、矢作ダム管理所

目次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成委員	4
3. 矢作川の概要と主な課題	5
4. 現状の取組状況とその課題	9
5. 減災のための目標と実施方針	14
6. 概ね5年間で実施する取組み	17
7. フォローアップ	22

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたり浸水し、家屋の浸水や電力・水道といったライフラインの停止、道路・鉄道の途絶などにより甚大な被害が生じた。また、避難の遅れにより、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」を諮問し、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

鬼怒川における水害及び今後の気候変動を踏まえ、従来型の対策だけで対処することは極めて困難である。河川管理者はもとより、国、地方公共団体、地域社会、住民、企業が、その意識を「水害は施設整備によって発生を防止するもの」から「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと変革し、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築する必要がある。

矢作川においては、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う沿川地域の 8 市 1 町（岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町）、愛知県、名古屋地方気象台、国土交通省豊橋河川事務所、矢作ダム管理所で構成される「矢作川水防災協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 6 月 21 日に設立した。

本協議会では、矢作川流域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、**平成 28 年度～令和 2 年度において**、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、今般その結果を「矢作川の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

令和 3 年 3 月には「矢作川水系流域治水プロジェクト」が策定されたことを受け、「水防災意識社会の再構築ビジョン」と流域治水プロジェクトの連携をスタートするため、取組方針に流域治水プロジェクトの対策メニューが追加され、令和 3 年度～令和 7 年度の取組方針として改定された。

その後、小型・長寿命・低コストで浸水状況を速やかに把握できる「ワンコイン浸水センサ実証実験（令和 4 年 8 月）」や、気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方針を反映した「矢作川水系流域治水プロジェクト 2.0（令和 5 年 8

月)」、出水期に向けたメディア連携やタイムラインの見直し、WEB会議ツール等を活用した危機感共有の体制整備等が重要であると示された事務連絡「令和7年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について(令和7年5月)」、令和6年1月に発生した能登半島地震、同年9月に発生した記録的豪雨による甚大な被害を受けて取りまとめられた提言「能登半島での地震・大雨を踏まえた水害・土砂災害対策のあり方について(令和7年6月)」、能登半島地震の教訓等を踏まえて災害対策の強化を図るための「災害対策基本法等の一部を改正する法律について(令和7年7月)」等を受けて、令和8年度～令和12年度 of 取組方針に改定した。

取組方針の具体的な内容としては、以下の通りである。

- ①矢作川では、矢作川水系河川整備計画に基づいて河川整備を着実に進めるとともに、想定最大規模洪水に対して、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指していく。なお、平成28年5月31日に指定・公表された洪水浸水想定区域等から、想定最大規模の降雨により大きな浸水被害が生じることが明らかとなったが、これを闇雲に恐れるのではなく、矢作川の恵み、水害リスクと共存する水防災意識社会の再構築を図っていく。
- ②日常的に矢作川に親しみ、出前講座や矢作川とのふれあいを通じて、平常時・洪水時とも矢作川をしっかりと認識・理解することで、水害に対する意識の向上を促す。洪水時には「逃げ遅れゼロ」を目指し、住民が適切な避難行動がとられるように、住民に対しわかりやすい情報提供を実施するとともに、行政及び関係機関等の円滑な防災活動を目指してタイムライン等の整備によりの確な避難情報の発信を実現する。また、大規模洪水^{※1}に対して住民が自ら水害リスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある住民目線のソフト対策^{※2}の推進として、リアルタイムで浸水状況を提供することや、スマホアプリ等を通じてきめ細かい情報提供を進めていく。
- ③住民の避難行動の実現を支援するためには、河川の氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のために、堤防決壊を少しでも遅らせられるような危機管理型ハード対策^{※3}を実施する。さらに、防災拠点等の整備や水防団の組織的充実を進め、河川管理者と水防団等の連携により水防活動の強化を図る。その際、限られた資源(予算、人材、資材)を有効活用する観点から、平成12年東海(恵南)豪雨のような、規模は大きいがこれまでに経験したことのある洪水(以下、「高頻度洪水」という。)と想定最大規模の洪水(以下、「想定最大規模洪水」という。)に区分し、それぞれに対応した取組みを行う。
- ④矢作川沿川には、世界を牽引する自動車関連産業を中心とした豊田市や岡崎市など西三河の中心となる工業都市が多く、万が一浸水した場合でも社会経

済被害の最小化及び早期復旧・復興のため排水計画を作成する。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するフォローアップを行うこととする。

※本取組方針は、矢作川大臣管理区間を対象としたものである。

-
- ※1：大規模洪水・・・堤防やダムなどの構造物では防ぎきれない洪水（川の水の量がふだんよりいちじるしく増えた状態）のこと。
- ※2：住民目線のソフト対策・・・立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表や住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水予報の配信など。
- ※3：危機管理型ハード対策・・・当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない区間において、堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫（堤防天端の保護や堤防のり尻の補強）する対策。

2. 本協議会の構成委員

本協議会の構成委員とそれぞれ構成委員が所属する機関(以下「構成機関」という。)は、以下のとおりである。

構成機関	構成委員
岡崎市	市 長
碧南市	市 長
刈谷市	市 長
豊田市	市 長
安城市	市 長
西尾市	市 長
知立市	市 長
高浜市	市 長
幸田町	町 長
愛知県 建設局	局 長
愛知県 防災安全局	局 長
愛知県 西三河建設事務所	所 長
愛知県 知立建設事務所	所 長
愛知県 豊田加茂建設事務所	所 長
中部電力（株）愛知水力センター越戸水力制御所	所 長
愛知環状鉄道株式会社 運輸部	取締役運輸部長
防衛省 陸上自衛隊 豊川駐屯地	司 令
気象庁 名古屋地方气象台	台 長
国土交通省 中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課 長
国土交通省 豊橋河川事務所	所 長
国土交通省 矢作ダム管理所	所 長

令和3年5月改定

3. 矢作川の概要と主な課題

(1) 河川の概要

矢作川は、東海地方中央部の太平洋側に位置し、その源を中央アルプス南端の長野県下伊那郡大川入山（標高 1,908m）に発し、愛知・岐阜県境の山間部を貫流し、矢作古川を分派して三河湾に注ぐ、幹川流路延長約 118km、流域面積約 1,830km² の一級河川である。

上流の美濃三河高原は平坦な高原状の地形で、川によって刻まれた谷底平野には水田や集落が形成されている。豊田市内に位置する鵜の首狭窄部より直上流は貯留型の氾濫形態^{※4}、鵜の首狭窄部から下流は扇状地であるため拡散型の氾濫形態^{※5}となっている。

矢作川の氾濫域には、西三河地方の中心都市である岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町があり、産業経済基盤の根幹をなす東名高速道路、新東名高速道路、東海環状自動車道、伊勢湾岸自動車道、国道 1 号、J R 東海道新幹線・東海道本線等の路線も含まれている。特に中・下流域には自動車産業を中心とした豊田市をはじめとする地域経済を支える生産拠点が集中している。

よって、矢作川が氾濫した場合、浸水により交通ネットワークが寸断され、生産拠点が操業停止に追い込まれるなどし、産業活動にも大きな影響が生じる恐れがある。

矢作川流域の地質は領家花崗岩類が大部分を占め、地表の花崗岩はマサ化し崩壊しやすく降雨時等の流出土砂が多いため、矢作川は典型的な砂河川となっている。砂利採取等により、昭和 40 年以降河床低下が進行したが、平成元年以降、砂利採取を禁止してからは、河床低下の進行は収まり安定化した。しかし、矢作川に建設されたダムにより土砂移動が減少したことによって高水敷との比高が拡大し、二極化している。

一方、矢作ダムでは洪水被害軽減を図る放流設備増強に関する検討及び平成 17 年から貯水池内に堆積した土砂掘削と恒久的に排砂を行う排砂設備を堰堤改良事業として実施している。

矢作川では、昭和 34 年の洪水（伊勢湾台風）において下流の碧南市、西尾市で高潮による大きな被害を被ったほか、昭和 44 年、昭和 47 年の洪水においては上流の豊田市を中心に大きな被害が発生している。

※4：山付や支川の堤防等によって閉鎖された区域で、河川から氾濫した洪水流が貯留されやすい状態のこと。

※5：河川から氾濫した洪水流が拡散して浸水区域が広がりやすい状態のこと。

平成 12 年の洪水（東海（恵南）豪雨）では、上流部の槍ヶ入観測所で最大時間雨量 80mm を記録し、基準地点岩津水位流量観測所では最大流量約 4,300m³/s を記録する戦後最大規模の洪水となった。この洪水による被災家屋は、2,801 棟に及んだ。豊田市区間で計画高水位を超過したほか、越水や堤防の法面崩壊・漏水が発生している。

また、平成 20 年 8 月末の豪雨では、岡崎市で観測史上最大となる 146.5mm/h が観測され、岡崎市を中心に、愛知県内で約 13,000 世帯において床上・床下浸水があったほか、土砂災害等が発生した。

矢作川の治水事業は、旧下山村（現豊田市）や幸田町に大きな被害をもたらした昭和 7 年 7 月の洪水を契機に、昭和 8 年以降、堤防の整備や護岸等を中心として進め、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風による被災の復旧として実施された伊勢湾等高潮対策事業により昭和 38 年に河口部の高潮堤防を完成させた。豊田市、岡崎市、安城市などでは堤防漏水対策等が進められ、その後、河床低下対策として護岸の根継ぎを実施した。

現在、平成 21 年に策定された矢作川水系河川整備計画（以下、「河川整備計画」という。）に基づき順次整備を進めているが、豊田市内の鵜の首狭窄部をはじめ、各所で河道の流下能力が不足しており、堤防整備や河道掘削等が必要である。乙川合流点付近下流では、河道掘削に加えて樹木伐開が必要である。

矢作川の堤防は古くから逐次強化を重ねてきたが、その多くは河道の掘削土等を主体とする現地発生材で築造されており、土質が多様であることに加えて工学的に不明確な部分が多く、浸透に対する安全性を確保するために対策が必要な区間がある。また、堤防断面の不足している区間もあることから、計画的な整備が必要である。

矢作川の堤防基盤や堤防は、砂質で形成されていることが多く、洪水時に水位が上昇した際に基盤漏水が過去にしばしば発生している。さらに、施設能力を超える洪水が発生し、越水した場合には、堤防の決壊が懸念される。

平成 28 年 5 月には想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表され、洪水浸水想定区域に含まれる市町は洪水ハザードマップを作成し、住民へ水害リスクの周知を図っている。

令和 4 年 9 月には土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、「多段階の浸水想定図」及び「水害リスクマップ」が公表された。

今後は、比較的発生頻度が高い降雨規模も含めた複数の降雨規模毎に作成し

た国管理区間からの外水氾濫と、中小河川や下水道等からの内水氾濫を考慮した多段階の浸水想定図、及びそれらを重ね合わせて浸水範囲と浸水頻度の関係を図示した内外水統合の水害リスクマップを作成し、中～高頻度の被害を軽減する減災対策（防災まちづくり等）の検討への活用が期待されている。

矢作川においても全国的な傾向と同様に水防団員等の減少や高齢化、水害の発生頻度が減少したことに伴い水防活動を経験した団員が少なくなっており、水防工法の伝承が難しくなっている。

一方、河川協力団体等のボランティア団体による樹木伐開や河川清掃活動など、河川の保全活動が盛んである。

国土交通省は、水防活動に利用するための備蓄土砂^{※6}を確保するため第二種側帯^{※7}を整備し、防災拠点として河川防災ステーションの計画を進めている。また、市町においては水防倉庫を整備し、土のうなどの水防資機材を整備している。ただし、大規模出水時には備蓄資機材や防災拠点は必ずしも十分ではない可能性がある。

※6：備蓄土砂・・・堤防決壊時等に堤体の応急復旧等に使用する土砂のこと。

※7：第二種側帯・・・洪水時等における非常用の土砂等の備蓄等、水防管理者が行う水防活動及び河川管理者が行う応急措置活動のため必要な機能を持つために、堤内地側に盛った土砂のこと。

(2) 課題

矢作川における主な課題は、次のとおりである。

- 課題 1 近年、水害に見舞われていない区域の住民において、水害に対する意識が希薄になり、ハザードマップやホームページで提供している雨量・水位情報や CCTV カメラ映像等が活用されていない可能性がある。また、平常時において河川空間を利用しない住民においても、矢作川に対する関心が低く、水害に対する意識が希薄になっている恐れがある。
- 課題 2 水防団員等の減少や高齢化により水防活動が難しくなっている。また、河川改修が進んだことに伴い水防活動を経験した団員が減少し、次世代を担う水防団員等に水防工法が伝承されにくくなっている。
- 課題 3 大規模浸水時の被害軽減や被災時の復旧・復興のための拠点、備蓄資機材の不足が懸念される。
- 課題 4 平成 28 年 5 月に指定・公表された洪水浸水想定区域等に対して、浸水深が深いまたは浸水継続時間が長い地域からの安全な避難（水平避難）のための検討や、浸水した地域を早急に解消するための**早期復旧が必要である**
- 課題 5 堤防断面不足や河積（洪水を流すための断面積）不足のため、河川整備計画の目標流量を安全に流すことが出来ない。
- 課題 6 堤防の浸透に対する安全性を確保するために対策が必要な区間がある。また、施設能力を超える洪水が発生し、越水した場合に堤防の決壊が懸念されるため、避難の時間を少しでも引き延ばす工夫が必要である。
- 課題 7 矢作ダムの貯水池内の堆砂は計画堆砂量と同等となっていることから、恒久的な排砂対策が必要である。また、近年の気候変動による大規模氾濫に対する減災のための治水対策の一環として、既設ダムにおける洪水調節容量を最大限活用できるような操作方法の検討が必要である。

4. 現状の取組状況とその課題

本協議会では、各構成機関における洪水時の情報伝達や水防に関する事項等について現状及び課題を抽出し、概ね令和 **12年度**までに達成すべき目標を掲げて、各構成機関が連携して取り組んでいく内容を以下のとおり取りまとめた。

各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

(1) 逃げ遅れゼロに向けた取組

1) 広域避難計画の検討実施

項目	現状の取組状況	課題 No	課題（考えられる対応）
①避難場所、避難ルート の検討	・広域避難計画を検討するうえでの課題の検討を実施した。 ・西三河9市1町の災害時相互応援協定に基づき、連絡先の交換や研究会を行い、広域避難体制の構築を行っている。	1,3	・引き続き取組みを継続する必要がある。 ・未実施の機関への展開を行う。
②避難場所、避難ルート、防災拠点 の検討・整備	・防災拠点整備のための盛土を継続的に実施している。 ・市で実施した水害被害予測調査で想定される避難者数について避難所及び車中泊ができる車両一時退避場所を整備している。	1,3	・引き続き取組みを継続する必要がある。 ・未実施の機関への展開を行う。
③避難指示等発令対象エリア の検討	・避難指示等発令対象エリアの見直しを実施。 ・避難情報の判断伝達マニュアルの見直しを実施している。	1,3	・引き続き取組みを継続する必要がある。

2) 教育現場での日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練

項目	現状の取組状況	課題 No	課題（考えられる対応）
① 出前講座等を活用した水防災教育を実施	・ 出前講座や防災教育を実施している。	1	・ 引き続き取組みを継続する必要がある。
② 「みずから守るプログラム」の活用	・ 手作りハザードマップの作成、大雨行動訓練を実施している。	1	・ 引き続き取組みを継続する必要がある。
③ 指導計画の作成支援、共有	・ 小中学校の職員に対し、学校毎の災害危険要素及び対処教育を実施している。	1	・ 引き続き取組みを継続する必要がある。 ・ 未実施の機関への展開を行う。

3) 要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進

項目	現状の取組状況	課題 No	課題（考えられる対応）
① 公共施設や災害拠点病院の施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法の検討	・ 防災情報伝達ツールの複線化の検討を実施している。 ・ 各施設管理者と洪水時の情報伝達体制・方法の構築について検討を実施している。	1	・ 引き続き取組みを継続する必要がある。
② 耐水化、非常用電源等の対策の実施、共有	・ 公共施設の管理者へのハザード情報の確認等を実施している。	1	・ 引き続き取組みを継続する必要がある。 ・ 未実施の機関への展開を行う
③ 要配慮者施設避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保	・ 避難確保計画作成支援及び訓練の実施状況を把握している。 ・ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施を依頼している。	3	・ 引き続き取組みを継続する必要がある。

4) 多機関連携型タイムライン作成・見直し・運用

項目	現状の取組状況	課題 No	課題（考えられる対応）
①避難勧告の発令に着目し、国・県・市が連携したタイムラインの作成	・タイムラインを活用した避難訓練実施している。 ・タイムラインの検証・見直しを実施している。	1,4	・引き続き取組みを継続する必要がある。 ・未実施の機関への展開を行う

5) わかりやすい防災情報提供

項目	現状の取組状況	課題 No	課題（考えられる対応）
①住民へのわかりやすい避難情報の発信の検討	・防砂アプリ、防災メール、防災ラジオ等を活用した情報伝達を実施している。	1	・引き続き取組みを継続する必要がある。 ・未実施の機関への展開を行う
②市町が避難に関する情報を発信するために必要な情報の検討	・気象庁 HP によるキキクル等の防災気象情報の提供している。 ・「河川防災情報」にて CCTV、水位、雨量情報を提供している。	1	・引き続き取組みを継続する必要がある。
③「洪水ハザードマップ」及び「まるごとまちごとハザードマップ」の作成着手、ハザードマップの周知等	・まるごとまちごとハザードマップ既設設置箇所の標識更新及び新規箇所への標識設置を実施している。	1	・引き続き取組みを継続する必要がある。

(2) 社会経済被害軽減の最小化を目指した取組み

6) 水防計画の立案・水防活動の強化

項目	現状の取組状況	課題 No	課題（考えられる対応）
① 地元との合同 巡視の実施	・河川合同巡視を出水期前に実施している。	2	・引き続き取組みを継続 する必要がある。
② 治水と環境が 調和した矢作 川への理解を 促す親水空間 の整備、維持 管理、活用	・親水空間において草刈り等の 維持管理を実施している。 ・川と海のクリーン大作戦を開 催している。	1	・引き続き取組みを継続 する必要がある。
③ 河川防災ステ ーション及び 防災拠点整備	・防災拠点等の整備に向けた協 議を実施している。	3	・引き続き取組みを継続 する必要がある。
④ 関係機関（水 防団）と連携 した実働訓練 の実施	・防災ステーションで水防訓練 を実施している。 ・水防訓練を出水期前に実施し ている	2, 4	・引き続き取組みを継続 する必要がある。
⑤ 河川管理者と 水防団等の情 報共有	・矢作川圏域大規模氾濫減災総 合協議会に出席し情報共有を 図っている。	2	・引き続き取組みを継続 する必要がある。
⑥ 水防活動の担 い手の確保対 策	・消防団の加入促進を実施して いる。 ・水防連絡会で周知している。	2	・引き続き取組みを継続 する必要がある。
⑦ 住民の活動支 援方法の検討	・愛護会等との共同による矢作 川竹林伐採を実施している。	1	・引き続き取組みを継続 する必要がある。
⑧ 流域住民への 働きかけ	・矢作川アダプト制度について ホームページで掲載中	1	・引き続き取組みを継続 する必要がある。
⑨ 排水計画に基 づいた水防訓 練の実施	・排水計画等を基に洪水対応訓 練を実施している。	4	・引き続き取組みを継続 する必要がある。
⑩ 堤防決壊シミ ュレーション の実施	・社会経済被害の最小化のため に、堤防決壊時の復旧に至る までのシナリオを想定した訓 練を実施している。	4	・引き続き取組みを継続 する必要がある。
⑪ 災害時及び災 害復旧に対す る支援	・災害時に TEC-FORCE の対応 を実施	4	・引き続き取組みを継続 する必要がある。

7) 流域治水を踏まえたハード対策

項目	現状の取組状況	課題 No	課題（考えられる対応）
①堤防天端の保護、堤防裏法尻の補強	・アスファルトによる天端保護や堤防裏法尻をブロック等で補強している。	6	整備済みのため対応不要
②鵜の首狭窄部開削に向けた取組み	・水源地区の樹木伐採を実施している。	5	・引き続き取組みを継続する必要がある。
③堤防整備	・整備計画に基づき堤防整備を実施している。	5	・引き続き取組みを継続する必要がある。
④河道掘削	・整備計画に基づき河道掘削を実施している。	5	・引き続き取組みを継続する必要がある。
⑤遊水地整備	・菱池遊水地の整備を実施している。	5	・引き続き取組みを継続する必要がある。
⑥矢作ダム再生	・施設改良検討、地質調査、環境調査を実施している。	7	・引き続き取組みを継続する必要がある。
⑦河川管理施設の適切な維持管理	・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	4,7	・引き続き取組みを継続する必要がある。
⑧護岸整備、浸透対策の実施	・堤防の浸透に対する安全性が低い区間において、堤防強化を実施している。	6	・引き続き取組みを継続する必要がある。
⑨堆積土砂の掘削・浚渫の実施	・貯水容量確保のための維持掘削を実施している。	7	・引き続き取組みを継続する必要がある。
⑩恒久堆砂対策施設（矢作ダム）の検討	・堆砂対策検討を実施している。	7	・引き続き取組みを継続する必要がある。
⑪耐震対策・粘り強い堤防の検討	・耐震対策・粘り強い堤防の検討を実施している。	6	・引き続き取組みを継続する必要がある。
⑫貯留区域内の避難路整備の検討	・貯留区域内の避難路整備の検討を実施している。	4	・引き続き取組みを継続する必要がある。
⑬地下貯留浸透施設の整備検討	・浸透マンホールの設置検討・調査を実施している。	4,6	・引き続き取組みを継続する必要がある。

5. 減災のための目標と実施方針

(1) 目標

矢作川の河川整備は、年超過確率 1/150 規模の洪水^{※9}を安全に流下させることを目標とし、平成 21 年からの概ね 30 年間を計画期間とした河川整備計画（平成 12 年 9 月洪水（東海（恵南）豪雨）と同程度の規模の洪水を対象）に基づき整備を進めている。

平成 27 年 9 月の鬼怒川における堤防決壊では、その時点の鬼怒川の整備水準を上回る洪水が発生している。今後、矢作川においても、矢作川の整備水準を上回る洪水がいつ発生してもおかしくない状況である。

以上のことから、「住民の避難行動を促す取組」、「社会経済被害の最小化を目指す取組」を実施することで、各構成機関が連携して概ね令和 7 年度までに達成すべき減災のための目標は以下のとおりとした。

【概ね 5 年間で達成すべき目標】

矢作川水系河川整備計画に基づいて河川整備を着実に進めるとともに、

1. 「逃げ遅れゼロ」^{※10}
 2. 「社会経済被害の最小化」^{※11}
- を目指す。

※9：「年超過確率 1/150 規模の洪水」とは、毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/150であることを示しており、洪水の発生がいつも 150 年間隔であるという意味ではない。

※10：逃げ遅れ…立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態。

※11：社会経済被害の最小化…大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

（２）実施方針

西三河の発展を支える矢作川の恵みに対する流域住民の認識・理解の深化とともに、想定し得る最大規模の降雨とこれに起因する洪水を闇雲に恐れるのではなく、矢作川の自然の一面として流域住民にしっかり認識・理解してもらい、矢作川の恵み、水害リスクと共存する水防災意識社会の再構築を図る取組を継続的に実施する。

日常的に矢作川に親しみ、平常時・洪水時とも矢作川をしっかり認識・理解することで、洪水時には逃げ遅れゼロを目指した適切な避難行動が取られるとともに、住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」を推進する。

また、関係機関が連携して洪水に伴う社会経済被害の最小化に向けた取組がなされることを目指す。

しかし、出水の度に想定最大規模の洪水に対応した避難行動をとることは住民に対して過度の負担となり、現実的でない場合がある^{※12}。一方で、水防活動は高頻度洪水に対する備えであり、想定最大規模の洪水^{※13}に対応できない。

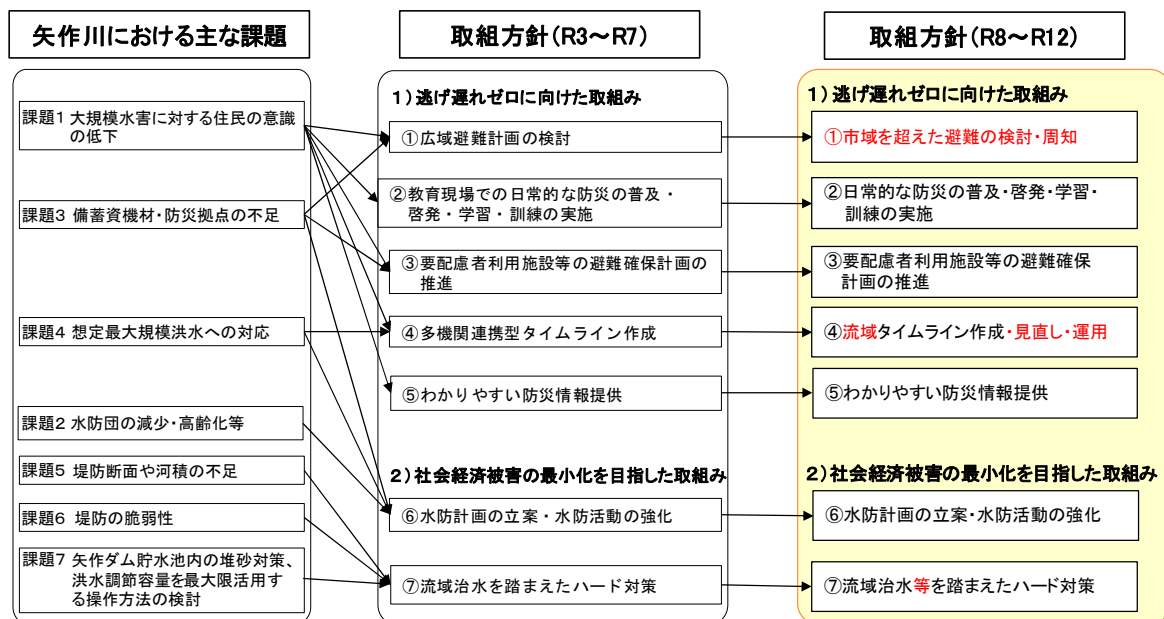
限られた資源（予算、人材、資材）を有効活用する観点から、高頻度洪水に対する備えを充実させた上で、想定最大規模洪水に備えて避難をはじめとしたソフト対策を進めておくことが効果的である。

高頻度洪水と想定最大規模洪水に分けて対応策を検討し、洪水から流域住民の命を守り、社会経済被害の最小化を目指す取組を沿江市町、愛知県、名古屋地方気象台、河川管理者^等が協力して計画的に推進する。

以上の実施方針のもと、３．（２）の課題及び４．の現在の取組状況を踏まえ、目標達成に向けて次項の取組を実施する。

※12：例えば、規模が小さい洪水に対しては垂直避難（自宅等の２階以上への避難）で安全が確保できる地域においては、出水の度に想定最大規模洪水を想定した広域避難をするのは、住民にとって過度の負担であり、現実的でない場合がある。

※13：堤防を数ｍ越えるような越水が発生した場合など。



※複数の取組が必要な課題は代表的なものを表示

1) 逃げ遅れゼロに向けた取組み

- ①市域を超えた避難の検討・周知
- ②日常的な防災の普及・啓発・学習・訓練の実施
- ③要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進
- ④流域タイムライン作成・見直し・運用
- ⑤わかりやすい防災情報提供

2) 社会経済被害の最小化を目指した取組み

- ⑥水防計画の立案・水防活動の強化
- ⑦流域治水等を踏まえたハード対策

6. 概ね5年間で実施する取組み

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取組む主な内容は、次のとおりである。

協議会構成市町：「市町」と記載

愛知県：「県」と記載

防衛省陸上自衛隊豊川駐屯地：「自衛隊」と記載

名古屋地方気象台：「気象台」と記載

豊橋河川事務所：「豊橋河川」と記載

矢作ダム管理所：「矢作ダム」と記載

(1) 逃げ遅れゼロに向けた取組み

① 市域を超えた避難の検討・周知

主な取組項目	目標時期	取組機関
・市域を超えた避難に係る住民への啓発・周知（ハザードマップへの掲載、帰宅困難者対策等）。必要に応じた隣接市等との調整、検討を実施する。 ・現在の避難場所、避難路に不足がある場合は整備を検討整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施する。 ・想定最大規模洪水による洪水浸水想定区域等をもとにした避難指示等発令対象エリアを検討・周知する。	引き続き実施	市町、 県、 豊橋河川

②日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練

主な取組項目	目標時期	取組機関
・ 出前講座等を活用した水防災教育を実施する。 ・ 住民が水害に直面した際に、適切な行動に移せるよう、地域協働型の取組「みずから守るプログラム」※14を活用する。 ・ 防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手する。また、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関係自治体における全ての学校に共有する。	引き続き実施	市町、 県、 気象台、 豊橋河川

③要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進

主な取組項目	目標時期	取組機関
・協議会の場等において、浸水想定区域内の公共施設や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。 ・公共施設や災害拠点病院の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施するとともに、対策の実施状況については協議会等で共有する。 ・対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施するとともに、避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認する。 ・災害用物資の備蓄の充実と状況を公表する。	引き続き実施 令和８年度より実施	市町、 県、 豊橋河川

※14：みずから守るプログラム…住民の方々が、情報をより的確に理解し、自発的な避難行動に移せるように、平成 23 年度から、住民同士が避難のあり方など学習する機会を提供するプログラムを愛知県が展開している。

④流域タイムライン作成・見直し・運用

主な取組項目	目標時期	取組機関
・流域タイムライン等を活用して、防災訓練や洪水対応訓練を実施する。 ・WEB 会議ツールやホットライン、「危機感共有サイト」の活用により危機感の共有を図る。（体制の構築、訓練の実施等）	引き続き実施 令和８年度より実施	市町、県、自衛隊、気象台、豊橋河川、矢作ダム

⑤わかりやすい防災情報提供

主な取組項目	目標時期	取組機関
・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明する。 ・「川の防災情報」、「キキクル」等にて防災情報を提供する。 ・洪水予報指定河川・水位周知河川での洪水情報のプッシュ型配信を継続的に実施する。 ・多段階の浸水想定区域図・水害リスクマップの作成、減災対策への活用を実施する。 ・浸水被害が生じていない区域の住民の水害に対する意識向上を目指し、まるごとまちごとハザードマップの整備に着手する。 ・コミュニティタイムラインやマイ・タイムライン等を普及・促進する。 ・防災情報を入手できる防災メール、SNS 等や防災情報等のプッシュ型配信を活用した効果的な情報提供を継続・推進する。 ・観測機器の二重化など監視体制の強化として危機管理型水位計、簡易水位計、CCTV カメラ、ワンコイン浸水センサ等の観測機器の設置・増設、活用を検討する。 ・マスメディア等広報関係者との相互理解による効果的な周知・啓発・広報を展開する。	引き続き実施 令和８年度より実施 令和８年度より実施	市町、県、気象台、豊橋河川、矢作ダム

(2) 社会経済被害の最小化を目指した取組み

⑥水防計画の立案・水防活動の強化

主な取組項目	目標時期	取組機関
・沿川市町は重要水防箇所等の合同巡視を水防団等と定期的に実施する。また、水防災資材等の点検を実施する。 ・沿川市町は引き続き親水空間の整備、維持管理を行い、住民の生活空間となるよう活用する。 ・平常時と洪水時の兼用施設（防災ステーション等）の検討・設置し、関係機関と情報を共有し円滑な水防活動等、活用方針を検討する。 ・水防活動を経験した水防団員等が少なくなっており、水防工法の伝承が困難であるため、多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容の検討、調整をして実施する。 ・各市町が豊橋河川や県が主催する意見交換会（水防連絡会、水防研修会等）に参加し、関係者の協力内容等について検討・調整する。 ・水防団員等の減少や高齢化が顕在化しているため、協議会の場等を活用して、水防団の募集、自主防災組織、企業等の参画を促す為の具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施する。 ・沿川市町は住民自ら参加する竹林伐開や除草等の活動を実施する。 ・流域住民との協働した河川の治水機能等の保全活動の活性化のために、流域全体で河川保全に取り組むことをホームページ等で広報し、指定管理団体等を増やす。 ・作成した排水計画をもとに、水防訓練を実施する。訓練の結果から排水計画の見直しを適宜行う。 ・社会経済被害の最小化のために、堤防決壊時の復旧に至るまでのシナリオを想定した訓練を実施する。 TEC－FORCEによる支援活動等を被災地以外の	引き続き実施	市町、県、自衛隊、豊橋河川、矢作ダム

地方公共団体にも情報提供を充実する。 ・ドローン等の活用による早期変状把握と安全度評価（迅速な基準水位の見直し）を実施する。	令和8年度より実施	
---	-----------	--

⑦ 流域治水等を踏まえたハード対策

主な取組項目	目標時期	取組機関
・鵜の首地区水位低下対策事業により、鵜の首狭窄部の開削を実施する。 ・堤防を整備する。 ・浸水による工場の操業停止や主要幹線道路の物流の寸断を回避・軽減し、地域経済を支える生産拠点を考慮し、洪水氾濫を未然に防ぐ河道掘削及び樹木伐開を実施する。 ・矢作ダム再生事業において、治水機能増強検討調査として事前放流の更なる活用や放流操作の最適化など既存ストックを最大限活用するための検討を実施する。 ・「ダムの柔軟な運用」について、操作規則等の総点検を実施し、結果を踏まえて関係機関と調整を行い、運用の見直しを実施する。 ・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施する。 ・河川管理施設の適切な維持管理を実施する。 ・堆積土砂の掘削・浚渫を実施する。 ・恒久堆砂対策施設を検討する。 ・堤防の浸透に対する安全性が低い区間において、堤防強化を実施する。 ・遊水地整備を検討する。 ・耐震対策・粘り強い堤防を検討する。 ・貯留区域内や内水氾濫が想定される箇所の避難路整備（冠水対策等）を検討する。 ・地下貯留浸透施設の整備を検討する。	引き続き実施	市町、豊橋河川、矢作ダム

7. フォローアップ

各構成機関の取組みについては、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組みの進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組みについても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

平成28年9月策定
平成29年5月一部改訂
平成30年5月一部改訂
令和元年5月一部改定
令和3年5月改定
令和4年6月改定
令和6年5月改定
令和8年4月改定